

溶融施設工場棟換気設備機能維持修繕仕様書

本仕様書は、秋田市（以下「本市」という。）が発注する溶融施設工場棟換気設備機能維持修繕（以下「本修繕」という。）に適用する。

1 修繕概要

秋田市総合環境センター（以下「センター」という。）溶融施設工場棟における換気設備が経年劣化により故障が頻発しているため、2か年にて機能維持修繕を行うものである。

2 履行場所 秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内

3 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月26日まで

4 令和7年度修繕対象機器

(1) FE-H15：ごみ汚水ポンプ室(汚水ろ過)【地下1階】系統

機器名称：軸流ファン

型式：GF-24 セイコー化工機株式会社製

仕様：風量3,700m³/h 静圧245Pa

台数：1台

(2) FS-HB11：炉室、2階（送風機室、倉庫D）

地下1階(温水・融雪装置置場、ポンプ室) 系統

機器名称：軸流立形送風機

型式：No. 14AIR2 株式会社荏原製作所製

仕様：風量105,000m³/h 静圧294Pa

台数：2台

(3) FS-HB12：炉室、2階送風機室、4階(倉庫E、油圧室)

地下1階(副資材室、薬品庫、倉庫K) 系統

機器名称：軸流立形送風機

型式：No. 14AIR2 株式会社荏原製作所製

仕様：風量105,000m³/h 静圧294Pa

台数：2台

(4) FS-H11：ごみ汚水ポンプ室(汚水ろ過)【地下1階】系統

機器名称：軸流ファン

型式：GF-24 セイコー化工機株式会社製

仕様：風量3,700m³/h 静圧245Pa

台数：1台

(5) FS-H21：スラグ・灰処理設備室【2～5階】系統

機器名称：軸流立形送風機

型式：No. 11AIR2 株式会社荏原製作所製

仕様：風量49,675m³/h 静圧245Pa

台数：2台

(6) FS-H25：タービン発電機室【2階】系統

機器名称：軸流送風機

型式：No. 8AIM2511 株式会社荏原製作所製

仕様：風量22,400m³/h 静圧392Pa

台数：1台

(7) FE-H14：受変電室系統

機器名称：天井吊り形軸流送風機

型式：No. 7AIM255.5 株式会社荏原製作所製

仕様：風量20,000m³/h 静圧245Pa

台数：2台

(8) FE-H41：ごみクレーン電気室【4階】系統

機器名称：天井吊り形軸流送風機

型式：No. 7AIM255.5 株式会社荏原製作所製

仕様：風量：20,000m³/h 静圧245Pa

台数：1台

(9) FS-H24：誘引送風機室2【1～2階】系統

機器名称：軸流送風機

型式：No. 6AIM253.7 株式会社荏原製作所製

仕様：風量14,000m³/h 静圧245Pa

台数：1台

(10) FS-H43：ごみクレーン電気室【4階】系統

機器名称：天井吊り形軸流送風機

型式：No. 7AIM255.5 株式会社荏原製作所製

仕様：風量23,000m³/h 静圧245Pa

台数：1台

5 令和8年度修繕対象機器

(1) FS-H41：受変電室系統

機器名称：軸流送風機

型式：No. 9AIM2515 株式会社荏原製作所製

仕様：風量42,000m³/h 静圧294Pa

台数：2台

(2) FS-H42 : 第1電気室【2階】、受変電室【1階】系統

機器名称：軸流送風機

型式：No. 6AIM253.7 株式会社荏原製作所製

仕様：風量9,000m³/h 静圧196Pa

台数：2台

(3) FS-R41 : 炉室、工作工具室【1階】系統

機器名称：軸流立形送風機

型式：No. 13AIR2 株式会社荏原製作所製

仕様：風量70,000m³/h 静圧392Pa

台数：2台

(4) FS-R42 : 炉室【1階】系統

機器名称：軸流立形送風機

型式：No. 13AIR2 株式会社荏原製作所製

仕様：風量70,000m³/h 静圧392Pa

台数：2台

(5) FE-H31 : スラグ・灰処理設備室【3階】系統

機器名称：天井吊り形軸流送風機

型式：No. 7AIM255.5 株式会社荏原製作所製

仕様：風量21,500m³/h 静圧147Pa

台数：1台

(6) FE-H33 : 脱臭塔室【3階】系統

機器名称：天井吊り形軸流送風機

型式：3LFU45.28 株式会社荏原製作所製

仕様：風量2,000m³/h 静圧98Pa

台数：1台

(7) FE-H51 : スラグ・灰処理設備室【5階】系統

機器名称：天井吊り形軸流送風機

型式：No. 7AIM255.5 株式会社荏原製作所製

仕様：風量24,500m³/h 静圧147Pa

台数：1台

(8) FE-H61 : スラグ・灰処理設備室【6階】系統

機器名称：天井吊り形軸流送風機

型式：No. 7AIM255.5 株式会社荏原製作所製

仕様：風量23,850m³/h 静圧147Pa

台数：1台

(9) F S－H 2 2：酸素吸着室【2階】、コンプレッサー室
倉庫B【地下1階】系統

機器名称：軸流送風機

型 式：N o. 1 3 A I M 2 株式会社荏原製作所製

仕 様：風量78,000m³/h 静圧490 P a

台 数：1 台

(10) F S－H 2 7：脱臭塔ファン室【2階】系統

機器名称：天井吊り形送風機

型 式：3 L F U 4 5. 2 8 株式会社荏原製作所製

仕 様：風量2,000m³/h 静圧147 P a

台 数：1 台

(11) F S－H 2 9：酸素吸着室【2階】系統

機器名称：軸流送風機

型 式：N o. 6 A I M 2 5 3. 7 株式会社荏原製作所製

仕 様：風量14,000m³/h 静圧196 P a

台 数：2 台

(12) F S－R 2 1 (R 2 2)：炉室【2, 3階】系統

機器名称：軸流送風機

型 式：N o. 9 A I M 2 5 1 5 株式会社荏原製作所製

仕 様：風量45,000m³/h 静圧392 P a

台 数：2 台

(13) F E－4 2：建築設備室【4階】系統

機器名称：屋外形圧力扇

型 式：W P－3 0 B T 2 G テラル株式会社製

仕 様：風量19,500m³/h

台 数：1 台

(14) F S－4 2：建築設備室【4階】系統

機器名称：屋外形圧力扇

型 式：W P－3 0 B T 2 G テラル株式会社製

仕 様：風量19,500m³/h

台 数：1 台

6 修繕概要

(1) 対象設備一式を交換すること。

(2) 既設のダクトは再利用すること。ただし、交換する換気機器の仕様に応じたキャンバス、風量調整ダンパーおよび逆流防止ダンパーの交換を行うこと。また、別紙図面のとおり、ブレーカー、電磁接触器等の交換を行うこと。

- (3) 対象設備一式の交換に必要な作業、梱包、輸送、試運転調整および適正な発生品処理を行うこと。
- (4) 新設換気機器設置完了後、電圧・絶縁抵抗・振動・異音等状況の確認を行い、試運転調整を実施し、各結果を8(2)ウに掲げる試験結果成績書により報告すること。

7 部品・材料等

使用部品・材料等は、全てそれぞれの用途に適合する欠点のない製品で、かつ、全て新品とし、日本産業規格（J I S）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用しなければならない。

8 提出書類

(1) 修繕着工前

受注者は、本修繕の着工前に施工計画書を提出すること。

(2) 修繕完了時

受注者は、本修繕が終了したときは、次の書類（原則としてA4判とする。）を提出するものとする。

ア	修繕完成届	1部
イ	修繕写真帳	2部
ウ	試験結果成績書	2部
エ	その他必要書類	

9 経費負担

- (1) 施工上必要な器具、工具、測定器、消耗品等は、受注者の負担とする。
- (2) 本修繕に必要とする水道、電気等のユーティリティ費用は、本市が支給するものとする。
- (3) 本修繕の施工に伴い、既存設備等に損傷を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに必要な応急措置を講じ、受注者の負担で速やかに復旧すること。また、第三者に損害を及ぼしたときは、受注者はその賠償に要する費用を負担しなければならない。

10 事前準備

受注者は、契約締結後、早期に監督員と打合せを行うとともに、必要に応じて現地の状況、関連設備その他について綿密に調査を行い、修繕内容を十分把握してから着手すること。

11 安全管理

- (1) 本修繕実施の際は、常に細心の注意を払い、関係法令を遵守し、作業員等の安全を図るものとする。また、事故が発生した場合は、速やかに監督員に報告するとともに、受注者の責任において処理すること。
- (2) 本修繕施工中は、適正な所要人員を配置し、作業場所の整理整頓および保安に努めること。また、作業場所の秩序を保つとともに、火災、盗難等の事故防止に必要な処置を講ずること。
- (3) 修繕範囲外の機器および工作物に近接して作業する場合は、あらかじめ保安上必要な措置又は養生を行うこと。
- (4) 受注者は、作業が周囲にいる職員および作業者に危険を及ぼすおそれがある場合は、危害又は損害を与えないように万全な安全措置を講じ安全確保に努めること。
- (5) 受注者は、廃棄物、用役等の搬入・搬出、その他用務でセンター構内を通行する車両の安全確保に十分配慮すること。

12 現場管理

- (1) 受注者は、当該設備の機能保全と安全確保のため、専門知識を有する技術者を派遣し、本修繕に従事させるものとする。
- (2) 本修繕の施工に当たっては、労働安全衛生法および関係法令を遵守するものとする。
- (3) 本修繕の作業時間は、午前8時30分から午後5時までを原則とし、発注者の業務遂行に支障があるとき、又は工程の都合上やむなく午後5時を過ぎる作業が必要なときは、監督員と協議の上、許可を得て、他の時間帯に行うものとする。
- (4) 監督員に対して、作業開始前に当日の作業内容の報告を行うとともに、作業終了時には、作業終了と当日の作業実績の報告を口頭にて行うこと。

13 協議事項

この仕様書に規定していない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて本市、受注者双方協議の上、定めるものとする。